

管理課長

〉それではこれより令和7年度第1回広尾町総合教育会議を開催いたします。はじめに町長からご挨拶をいただきます。

町長

〉皆さん、こんにちは。今年度第1回目の広尾町総合教育会議ということでございます。皆さんお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また本町教育行政に日ごろからお力添えをいただいておりますこと、この場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございます。暑い日が続いております、大変な状況に各地でなっているわけでありまして、そんななかで今年も暑い日が続いているということで、学校にエアコンが付いてですね、子どもたちの教育環境、守れたというところで、その点については良かったのかなと思っております。また町民の皆様もほんとに暑い日が続いているということで、町内の事業者の皆さんにも協力をいただきながら涼みどころということで、エアコンの付いている場所をお貸しいただいて、涼みどころを開設したところであります。今後においてはやはり役場も含めた公共施設の中で涼めるような場所をですね、つくっていかねばならないのかなということで、今後の課題としてこの辺についても進めていきたいなと思っております。まずは学校、子どもたちの教育環境を守ることが出来て本当によかったと思っております。さて皆さんご承知のとおりこの総合教育会議でありますけれども、平成26年の法改正によって新設された新しい制度ということで、町長は教育委員会と連携して教育政策の方向性を共有し執行にあたるということが明記をされたわけでありまして、そのなかでも教育に関する大綱の策定であるとか、教育の条件整備の施策、そして児童生徒の生命身体の保護など緊急事態への措置、こういったことについて一体となって協議、調整するとされたところであります。本日の会議の議題でありますけれども、ただ今申し上げた教育大綱の策定についてでありまして、大綱につきましては国の教育振興基本計画における基本方針を参酌して、それぞれの地域で実情に応じて町長が策定することとされております。前大綱につきましては、今年度令和7年度で終了するというところでございまして、令和8年から12年までの大綱案を今日提示をさせていただいて、何回かの会議の中で、決定をしていきたいと考えています。今後5年間の広尾町の教育の方針を定める、大事な大綱でありますので、委員の皆さんのご意見を踏まえながら、策定を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご審議方頂きますように、お願いを申し上げます。今後におきましても委員の皆さんに教育行政に関するご理解、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

管理課長

〉はい、それではこれ以降、総合教育会議運営指針第4条に基づきまして、町長の議事進行となっておりますので、よろしく願いいたします。

町長

〉はい、わかりました。会議の進行につきましては、慣例でもありますので、教育長にお願いした方がスムーズに進むということでもありますので、教育長におまかせしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。（各委員「はい。」）はい、それではそのように進めさせていただきます。教育長進行の方よろしくお願いいたします。

教育長

〉はい、それでは3番、協議調整事項（1）、広尾町教育大綱について事務局よりご説明願います。

管理課長

〉広尾町教育大綱（令和8年度～12年度）についてでございます。現在の広尾町教育大綱ですが、議案の表紙の裏面に記載されているものでして、令和3年度から令和7年度までの大綱となっていることから、来年度からの教育大綱を制定する必要があるところです。議案の1ページをご覧ください。「教育大綱とは」ということで、改めて説明させていただきます。教育大綱については、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針などを定めるものとあります。（1）教育大綱の定義の②です。「大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。」とあります。国が策定した教育振興基本計画のパンフレットを別紙資料として付けておりますので参考にいただければと思います。この教育大綱については、この総合教育会議において、町長と教育委員会が協議、調整をして町長が策定するものでして、広尾町としての教育政策に関する方向性を明確にし、町長及び教育委員会がそれぞれの所管する事務を執行することになります。議案の2ページをお願いします。令和8年度からの広尾町教育大綱（案）でございます。今までの大綱は1ページでしたが、表うらの2ページになっています。そのなかで、大きく4つの基本方針としております。まず1、持続可能な社会の創り手を育む、2、誰一人取り残されない子どもの学びと育ちの環境を整える、3ページをご覧ください。3、地域と産業を担う人を育む、4、生涯を通じて学び続ける人を育む、としております。国の教育振興基本計画、北海道総合教育大綱、それと第6次広尾町まちづくり推進総合計画などを参酌いたしましてこのように作成したものでございます。今回お示した大綱につきましては、あくまで案ということで、今日の会議で決定するということではなく、皆さんからの意見も参考にしながら、最終的には今年度内にもういちど総合会議を開催しまして、そこで最終的な大綱の制定としたいと思います。説明については以上です。

教育長

〉はい、それではみなさんからのご意見等があればいただきたいと思います。

武藤委員

〉1番の⑤番、中高一貫教育ってなってますけど、これ、小学校とか幼稚園とかっていう形でどうなのかなと思ったんですけど、中学校高校だけじゃなく、小学校中学校高校、あるいは幼稚園からということで、入れてもいいんじゃないかというふうに思いました。

教育長

〉事務局から何か、この件に関して。

管理課長

〉そのようなかたちでの修正をします。

町長

〉事務局、これ令和7年度までは2つの大きな項目でやっていたんだけど、8年度以降の大綱案では4つの大きな目標、その理由は何か、どういう理由で。

管理課長

〉北海道総合教育大綱がありまして、そちらが基本方針が4つに分かれていまして、そちらに合わせた形で作っています。

大森委員

〉そもそも、どういう町民、大人から子供までどういう人になってほしいかという、もっと大きい目標というか、何かあってもいいのかなと思います。そのためにはどういふようなことが必要なのか、そういう人に育てもらうために、手段というか、そもそもどういふ町であってほしいか、町をつくるのはやっぱり人間なので、いくらハードがしっかりしててもそれを運用するひと、仕方によっては変わってしまうと思うので、人間を育てるのが大事だと思うんですね。どういふ町民であってほしいか、どういふ人間であってほしいかというのをやっぱり、もっと大きく言えばそれぞれの国がつながっていて、一筋縄ではいかない時代になっていますよね。そういう複雑な世の中であるという時代を踏まえて、その複雑な社会を理解して、それに対して対処できるような人間であってほしい。それとやっぱり世界のことに関してもそうですけど、自分たちのまちに対して、じゃあ自分たちはどうしたらいいのかというのを責任を持って行動できるような人間、町民であってほしい、そういう大きいところを分かりやすく、副題としてとかあってもいいのかなというふうに思います。

管理課長

〉まず大きな目標と言いますか、町としての目標と言いうものになるんですけど、大綱案の一番上に四角で囲った「豊かな心を育み文化を高めるまちづくり」と書いてあります。これは町のまちづくり計画の柱になっているもののひとつとなっております。それが町としての目指すものの一つなのかなと思ってこれを入れさせていただいております。いただ

いた部分に関しては、文言的にちょっと検討して、入れていくようにしたいなと思います。

大森委員

〉 ちょっと国際的なところまでいってしまうと、そこまで私たち考えないといけないのというような感じに思われてしまうけど、実際はやっぱりそういうところも分かったうえで広尾町のことも考えていくということが必要なんですけど、そういう大きい目でまちを見る、大きい視線を感じられるようなものなのかなと思うんですよね。

町長

〉 はい、なかなか難しい問題ではあるんですけど、文章にするとなるとあれですけど、まあ網羅されてるのかなとは思いますが、今、大森委員が言ったように、子どもたちをこれからどういうふうに広尾町として育てていくのかという大きなテーマ、課題というか、そういうのがあっても良いのではというところでの話ですけども。

大森委員

〉 情報教育の部分について、載せてはいかがでしょうか。あといじめの問題、非常に問題となっている、そういうのがすごく大事ななと思っているのですが、

教育長

〉 いま言われた情報モラル教育、そこも含めてですね、こちらのほうに盛り込めればと思います。先ほど言われたように大きな目標「豊かな心を育み文化を高めるまちづくり」とありますけども、先ほど大森委員から言われたことについても、サブタイトル、子どもたちをどういうふうに育ててこのまちをつくっていくかというところを、サブタイトル的に考えたほうが良いのかなと思います。やはりいろんなところに書いてあるんですけど、この1番の「持続可能な社会の創り手を育む」のところの③番に書いてあるんですけど、あらゆる社会的変化を乗り越えていく力を育てます。という、その部分がですね、子どもたちに基礎的な部分を身に着けさせて、さらに主体性を持って、これから変化が激しい社会を生きていく、そしてあらためてそういう子どもたちに町民になっていただいて、まちづくりを進めていただく、そういうところにつながっていくのではないかと考えておりますので、そういったサブタイトル、それと今言われた情報モラル教育、そういったものも含めてですね、事務局の方で案をもう一度練り直し、考えていきたいなと思います。

管理課長

〉 すいません、字句の訂正がありますのでお知らせさせていただきます。案の2番目の「誰一人取り残されない子どもの学びと育ちの環境を整える」の③のところなのですが、児童生徒の命と心を守るために、関係危難となっていますけども、関係機関ですので、すいません、訂正願います。

教育長

〉ほか、よろしいですか。はい、それではですね、先ほど私が皆さんにお伝えした通り、皆さんから出された意見を盛り込んで、再度報告しまして、もう一度総合教育会議の方で皆さんに提案したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件についてはよろしいですか。（各委員「はい」）

それでは（２）のその他、事務局の方から何かありますか。（事務局「ありません」）  
それでは、本日出されました協議・調整事項についてはこれで終了したいと思ひます。

これをもちまして、令和7年度第1回広尾町総合教育会議を終わらせていただきます。  
お疲れさまでした。

この議事録は、令和7年8月27日に開催の広尾町総合教育会議の確定に基づいて作成した。（当日の議案は別紙のとおり）

広尾町長 田 中 靖 章

教育長 山 岸 直 宏

（令和7年9月2日調製）

広尾町教育委員会管理課